



Vol.155

トクちゃん新聞

10月号

結婚 25 周年！
を迎えます。



令和2年10月7日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

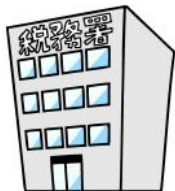
URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ サシで飲み

2000年に長男が生まれてちょうど20年。3歳の冬に大きな病気をしましたが、先日**無事20歳**となりました。長男誕生の翌年に開業しましたので、**事務所も来年20歳**となります。最近在宅勤務の機会が増え、自宅で仕事をしていた開業当時の記憶がよみがえります。電話がまったく鳴らない日は、「つながってるかな」と自分の携帯からかけてみたり、夕方になると晩御飯のおかずのにおいがしてきたり、子供の泣き声が聞こえたり。20年で環境もさまざまに変わる中、家族も自分も社員もみんな元気でいられることに感謝です。コロナがおちつけば**長男とサシで飲み**に行かねば！と思っています。

徳野



◆ 税務調査

コロナの影響で、延期・中止となっていた税務調査。9月20日頃に国税庁から税理士会に**10月1日から再開**します、との連絡が入っていました。その連絡の後すぐ、弊社にも早速2件の調査の連絡。**税務署さんもしばらくゆっくりとしたらいいのに...**。お客様の苦境を見るに、正直、税務調査どころではないですが、**お客様の気持ちを代弁**しつつ対応して参ります。

◆ ムーンショット型研究開発制度

内閣府が昨年創設した、ムーンショット型研究開発制度をご存知ですか？ムーンショットは、アポロ計画のような、困難で夢がある目標のことです。内閣府が掲げているムーンショット目標は、2020年9月現在7つあります。<https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/index.html>

廣島



例えば、ムーンショット目標1は、『2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現』とあり、2030年までに、望む人は誰でも特定のタスクに対して、身体的能力、認知能力及び知覚能力を強化できる技術を開発し、社会通念を踏まえた新しい生活様式を提案／2050年までに、望む人は誰でも身体的能力、認知能力及び知覚能力をトップレベルまで拡張できる技術を開発し、社会通念を踏まえた新しい生活様式を普及させることが、ターゲットとなっています。ちょっと分かりにくいですが、例えば、1つのタスクに対して、1人で10体以上のアバターを操作できる技術を開発、その運用等に必要な基盤を構築するそうです。

2030年というと、そんなに遠い未来ではなく、10年先のことです。経理・税務の分野は以前から仕事がなくなると言われてきましたが、いよいよ実現するのでしょうか。

ムーンショット目標が実現し始めたら、御社にはどんな影響がありそうですか？どんなことが不要になったり、どういう需要に応えることができそうですか？そんなことを考えながら、来る将来に備えていきたいですね。

◆ 在宅勤務長期化による非課税通勤手当の取扱いについて

小笠原

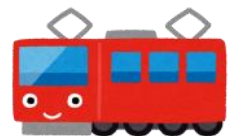


緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの影響により在宅勤務(テレワーク)が長期化している会社様もおられるかと思います。その中で、支給している定期代等の非課税通勤手当についてです。

そもそも、一定の限度額(最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期代等)までを所得税法上、非課税として取り扱ってもよいこととなっていますが、在宅勤務期間中においては通勤自体が不要になっています。

結論としては、この場合においても、**一時的に会社へ出勤しなくなっているだけ**であること、従業員等の**本来の勤務地は会社**であること、また、在宅勤務実施期間中に、従業員等が**必ずしも通勤しないとは限らない**ことから、**非課税通勤手当として取り扱って問題ありません**。もちろん、定期代の払い戻しを行い、出勤分のみを交通費として実費精算する場合でも給与課税は生じません。

※ただし、在宅勤務を原則化する場合に勤務地が自宅になりますので、所得税の対象となります。



◆ 税務スケジュール(10月)

10月12日(月)

・9月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

11月2日(月)

- ・9月分 社会保険料の納付
- ・8月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・2月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・11月・2月・5月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

コロナによる納税猶予が認められる場合があります。
また期限延長の場合もありますので最新情報をご確認ください。

①社会保険料が変更となります

算定基礎届によって決定された標準報酬月額が9月分保険料(10月納付分)より改定となります。

翌月徴収の場合、10月支払い給与から変更です。

【コロナに伴う月額変更の特例もございますのでご確認ください。】

②確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします

・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容に変動がないか、ご確認をお願いいたします。

・控除証明書が届く時期です。紛失ないように保管願います。

・ふるさと納税の確定申告をされる場合は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要になります。

喜多



◆ 住所入力は簡単に済ませてしまいましょう

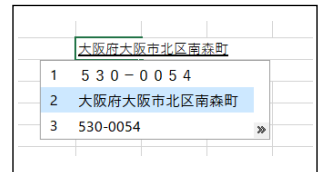
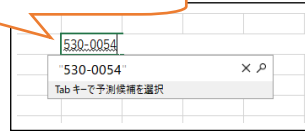
これから年末に向けて、住所を入力する機会が多くなるかと思えます。

「沢山住所を入力するのは大変!」「住所の入力間違いを防ぎたい!」そんなときにほんの少し役立つ入力方法をご紹介します。

①郵便番号を入力して変換すると、都道府県から始まる住所に変換できます。

※「-」(ハイフン)が入っていないと変換できませんのでご注意ください。

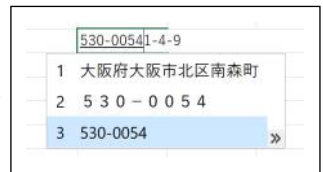
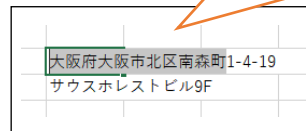
郵便番号を入力して変換



②また、住所を郵便番号に変換することも可能です。

※都道府県から入力されている場合のみマウスでのドラッグなどで、都道府県から市区町村までを選択して「変換」キーを押すと、郵便番号に変換できます。是非ご活用ください!

番地以外を選択して「変換」キーを押す



永山



◆ 10月1日からの増税は「第三のビール」だけじゃない!

おうちにいる時間が増えてお酒の量が増えている方も多いのではないのでしょうか?

そんな中、2020年10月1日から「ビール」は減税、「第三のビール」が増税になるのはニュースなどでたくさん取り上げられていましたね。

あまり知られていないのが「果実酒」も増税されること!

なんと1リットルあたり10円も値上げになります。

「第三のビール」は1リットルあたり28円の値上げ(!!)...なので悲鳴を上げるほどじゃないのかもしれませんが、なかなか悲しいですね。

ちなみに、同日から日本酒やNHK受信料も減税・値下げになっていますが

たばこは1本あたり1円～の増税になっています。

お酒もたばこも、健康と懐具合に相談して楽しんでいきましょう!

増税



信貴



◆ 娘の影響

伊藤



私には高1の娘がいます。

洋服や音楽、結構私の影響が大きい子やっと思えます。

それが、最近、「そのマスク変やで。ママに似合ってない」と言われ納得してしまったり、娘に教えられた韓国のアイドルオーディション番組にはまり、BTSやセブチもええやんかと思ってしまっています。

息子に身長を超えられた時のお父さんのような心境です。

悲しいような、嬉しいような。

まあ、お互い影響しあえたら一番いいのかな。

今夜、アイドルオーディション番組の最終話。

デビューできる合格者7人が決まります。

楽しみで楽しみで仕方ありません。

娘と20時からAbemaTVに張り付きまーす。



◆ クイズ

伊藤



そろそろ、年末調整という言葉に耳にする時期になりました。

今回は、その中でも大きく改正になった寡婦(夫)控除からのクイズです。①～④の条件の方の控除額はいくらになるでしょうか?

①女性：所得550万 夫と死別 扶養の子あり

②男性：所得450万 妻と離婚 扶養の子あり

③女性：所得450万 未婚 扶養の子あり

④男性：所得450万 未婚 扶養の子あり



ヒント

今回大きく変わった点は、所得制限が厳しくなったこと。もう1点は、男性でも未婚の方でも35万控除が受けられるようになったことです。これからの年末調整作業に向けて、整理しておきたい改正ですね。

答え ①0円 ②35万 ③35万 ④35万